丸亀市モーターボート競走事業告示第 1009 号

次のとおり制限付き一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、丸亀市契約規則(平成 17 年規則第 48 号。以下「規則」という。)第 7 条及び丸亀市制限付き一般競争入札事務取扱規程(平成 17 年訓令第 45 号。以下「規程」という。)第 3 条の規定により告示する。

令和7年10月27日

丸亀市モーターボート競走事業管理者 大林 諭

個別項目

1	工事名	BTS まるがめ改築工事		
2	工事場所	丸亀市原田町地内		
3	工事種別	建築一式工事		
4	工事概要	場外舟券発売所		
		S 造平屋建て 建築面積 664.74 ㎡、延床面積 571.02 ㎡		
		自転車駐輪場		
		アルミ合金造平屋建て 建築面積 13.08 ㎡、床面積 25.15 ㎡		
		外構		
		上記に係る建築工事一式		
5	工期	契約締結日から令和9年3月31日まで		
6	予定価格	489,500,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)		
7	落札者の決定方	(1) 落札者の決定方法については、総合評価落札方式(簡易型B'タ		
	法	イプ)により落札者を決定する(詳細は本市ホームページの入札・		
		契約内の「総合評価方式の手引き」及び工事ごとに別途添付する資		
		料を参照のこと)。		
		(2) この入札について、低入札価格調査制度による低入札価格調査基		
		準価格及び数値的判断基準(失格基準)を設ける(詳細は本市ホー		
		ムページの入札・契約内)。		
		(3) 予定価格の制限の範囲内をもって入札をした者のうち、総合評価		
		落札方式により最も評価値の高い者を落札者とする。ただし、低入		
		札価格調査基準価格に満たない金額で入札を行った場合は、低入札		
		価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされると判断された		
		場合に落札者とする。		
		なお、数値的判断基準(失格基準)に満たない金額で入札をした者		
		については、失格とする。		
		(4) 低入札価格調査基準価格は入札後に公表する。		

(1) 前払金 ※請負代金の10分の4以内とする。(10万円未満の端数 支払条件 は切り捨てるものとする。) (2) 中間前払金(市建設工事の中間前金払に関する取扱要領の要件に 該当する場合に限る。) (3) 部分払 (3回まで) (4) 完成払 なお、(1) から(3) までについては、必要であれば、市へ請求 することができる。 単体企業で、共通項目で示す入札参加資格要件のほか、次の(1)から 入札参加資格 (5)までに掲げる要件を全て満たすもの (1) 格付等 ア 丸亀市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載 され、かつ、丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の 等級別格付けで建築一式工事の A 等級の格付けを受けている者 イ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 15 条 の規定による特定建設業の許可を受けている者 (2) 地域要件 丸亀市内に法第3条第1項に規定する営業所を有すること。 ※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き 一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準(丸亀市の ホームページでご確認ください。)」に基づき、入札に参加できない ものとする。 (3) 施工実績 次の要件を全て満たす工事の元請業者(共同企業体の場合は、出 資比率が20%以上の構成員に限る。以下同じ。)としての施工実績 があること。 ア 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、入札参加確認申請書の 提出までに引渡しが完了した工事であること。 イ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又 は鉄骨造(軽量鉄骨造及び既成コンクリート建築物は除く。以下同 じ。) で、一棟の延べ床面積が 400 ㎡以上の建築物(主要用途が工

(注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗 じた規模の工事を施工したものとみなす。

場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。) 係る建築一式工事(新築、増築又は改築工事に限る。以下同じ。)で

(4) 技術者の配置

下記の要件を全て満たす技術者(入札目において当該入札参加者

と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置す ることができること。 ア (3) に掲げる施工実績と同等以上の工事の元請業者(共同企業体の 構成員である場合を含む。) の監理技術者、主任技術者、担当技術者 又は現場代理人(当該建築一式工事に係るものに限る。)としての施 工経験がある者 (注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗 じた規模の工事を施工したものとみなす。 イ アの施工実績において、工期(工期の終期は工事完了年月日とす る。)の2分の1以上従事している者 ウ 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(建築工 事業に係るものに限る。) 及び監理技術者講習修了証を有する者 (5) この告示と同日に告示された次の工事に係る入札の落札者でな いこと。 ア 丸亀市モーターボート競走事業告示第 1009 号 「BTSまるがめ改築工事」 イ 丸亀市モーターボート競走事業告示第 1010 号 「BTSまるがめ改築に伴う電気設備工事」 ウ 丸亀市告示第 1357 号 「シビックロータリー整備に伴う電気設備工事」 エ 丸亀市モーターボート競走事業告示第 1011 号 「BTSまるがめ改築に伴う機械設備工事」 才 丸亀市告示第 1358 号 「本島団地(196~199 号棟)解体工事」 カ 丸亀市告示第 1359 号 「本島団地(200~203 号棟)解体工事」」 入札参加申請 10 (1) 申請書類 ア 入札参加資格確認申請書 (規程様式第 1 号) (以下「申請書」と いう。) イ 入札参加資格確認資料 (規程様式第2号及び第3号) (以下「資 料」という。) ウ 申請書及び資料に添付を求めている書類 (2) 申請方法 原則として、かがわ電子入札システムにより提出すること。 ((1)ウ 申請書及び資料に添付を求めている書類のみ、丸亀市役所 庶務課(注1)へ事前に連絡の上、紙で提出することもできる。) ただし、丸亀市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)の

11の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあっては、(1)ア

		からウまでを全て紙により提出することができる。
		なお、この場合、運用基準に該当するかどうかの審査を行うので、
		入札参加申請締切り(令和7年11月4日)までに余裕を持って、
		丸亀市役所庶務課(注 1)まで連絡すること。
		※ (3)の受付期間内に、(1)アからウまでの全ての書類が提出されな
		い場合、申請は受け付けることはできない。
		(3) 受付期間
		令和7年10月27日から令和7年11月4日まで(かがわ電子入
		札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後3時まで)とする。
11	入札参加資格の	令和7年11月7日までに、かがわ電子入札システムにより通知す
	決定	る。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事
		業者に対しては、規程様式第4号入札参加資格確認通知書をもって通
		知する。
12	入札参加資格が	入札参加資格が認められなかった者は、その理由について市長に対
	認められなかっ	して、説明を求めることができる。
	た者に対する理	(1) 方法
	由の説明	かがわ電子入札システムにより提出 すること。ただし、運用基準
		の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあっては、持
		参により提出することができる。
		(2) 期限
		令和7年11月10日まで (17時15分までのかがわ電子入札シス
		テム稼動時間中。持参の場合は注 1)
		(3) 回答
		令和7年11月13日までにかがわ電子入札システムにより通知す
		る。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた
		事業者に対しては、書面で通知する。
13	設計図書の閲覧	(1) 期間
		令和7年10月27日から令和7年11月27日まで
		(2) 場所
		○ <u>かがわ電子入札システム 入札情報サービス</u>
		https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/
14	質疑	(1) 方法
		かがわ電子入札システムにより提出 すること。ただし、運用基準
		の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあっては、持
		参により提出することができる。
		(2) 期限
		令和 7 年 11 月 17 日まで(17 時 15 分までのかがわ電子入札シス
		テム稼動時間中。持参の場合は注 1)

		(3) 回答閲覧期間
		令和7年11月20日から令和7年11月27日まで、かがわ電子入
		札システム(かがわ電子入札システム稼動時間中)において閲覧に
		供する。ただし、紙入札事業者にあっては、丸亀市役所庶務課(注
		1) において閲覧できるものとする。
15	現場説明会	実施しない。
16	入札	(1) 方法
		<u>かがわ電子入札システムで行う</u> 。ただし、運用基準の 11 の規定
		に基づき、市が紙入札を認めた入札者にあっては、持参により提出
		することができる。この場合は、(2)に記載する日時に、丸亀市役所
		庶務課(注 1)に持参すること。
		(2) 期間
		令和7年11月26日8時から令和7年11月27日17時までのか
		がわ電子入札システム稼動時間中とする。
		(3) 重複応募
		9(5)に掲げるアからカまでの工事に係る入札への重複応募は可
		とする。
17	開札	<u>かがわ電子入札システムで行う</u> 。
		なお、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者
		なお、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者 がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システ
		がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システ
		がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。
		がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。 (1) 日時
		がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。 (1) 日時 令和7年12月1日9時以降、9(5)に示すアからカの順に行う。
18	その他	がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。 (1) 日時 令和7年12月1日9時以降、9(5)に示すアからカの順に行う。 (2) 場所
18	その他	がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。 (1) 日時令和7年12月1日9時以降、9(5)に示すアからカの順に行う。 (2)場所 丸亀市役所庶務課
18	その他	がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。 (1) 日時 令和7年12月1日9時以降、9(5)に示すアからカの順に行う。 (2) 場所 丸亀市役所庶務課 本工事は、「丸亀市週休2日工事実施要領」の規定に基づき実施する
		がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システ

(注1)日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

なお、受付時間は、8時30分から17時15分までとする。